

堀川会議室 利用規約

京 都 府 住 宅 供 給 公 社
株 式 会 社 エ ク ス ク ラ メ ー シ ョ ン ・ ス タ イ ル
平 成 30 年 11 月 1 日 一 部 改 正

堀川会議室は、堀川団地の住人や地域の人々の交流・情報発信の場として、京都府住宅供給公社が整備した施設です。したがって、この会議室は、堀川団地入居者、堀川商店街協同組合、及び京都府住宅供給公社が使用することとなりますが、これらの者以外の方の利用についても可能とし、その場合の利用方法等について、ここに定めることとします。

なお、本施設の運営は、隣接する「京極ダイニング」を運営する株式会社エクスクラメーション・スタイル（以下、「運営者」という）へ委託されています。

（利用目的）

1. 主に①堀川団地の入居者のコミュニティ活動の促進、②堀川商店街の活性化、③周辺地域と一体となった堀川団地再生まちづくりの推進 を目的とする個人・団体が利用できます。
ただし、この利用目的で利用するには、①と③の場合は京都府住宅供給公社が、②の場合は堀川商店街協同組合が、それぞれ確認した「堀川会議室利用目的確認書」の提出が必要です。
2. 1.の目的のための利用がない場合に限り、一般の方が集会、展示などに利用できます。
3. 1.2.ともに、利用を希望の方は事前目的・内容をご相談ください。
なお、内容によっては利用をお断りすることがあります。

（利用料金等）

1. 1時間単位または、1日単位での利用が可能です。
連日の利用は14日間までとします。ただし、やむをえない事情により運営者が承認した場合、期間を延長して利用できます。
2. 利用目的1.の場合、1時間200円、1日1,600円。
3. 利用目的2.の場合、1時間500円、1日4,000円。
4. 利用時間には、準備や後片付けを含みます。
5. 利用料金は利用開始前までに、運営者へ現金でお支払いください。

（申し込みについて）

1. 所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、運営者へ提出してください。

ただし、利用目的1の場合は、各確認者が確認した「堀川会議室利用目的確認書」を同時に提出することが必要です。

その後、担当者からの連絡をもって申し込み完了となります。

2. 問い合わせは受付時間内に、運営者へ電話またはFAXでご連絡ください。
3. 申し込みは利用日の2か月前以内で受け付けます。
4. 利用日から1か月先まで、まとめて申し込むことができますが、その場合でも、毎週利用なら週3日、連続利用なら14日以内を限度とします(ただし、やむをえない事情により運営者が承認した場合は、限度を超えた利用も可能とします。)。この場合の受け付け開始は、利用日初日の2か月前以内とします。

(利用時間等)

1. 午前10時から午後10時まで(日曜日のみ午前10時から午後6時まで)。
利用日は運営者の営業日に準じます。
2. やむを得ない理由により利用を中止する場合は、前日までに必ず電話にてご連絡ください。
ただし、来場者や受講者等の対応は利用者が責任をもって行ってください。

(飲食等について)

1. 次の場合を除き、本施設内では飲食することはできません。
 - ・ 会議やイベントの進行上、飲食が必要であり、その申し出を運営者が承認した場合。
 - ・ 運営者と連携したイベントを開催するなど一体的な利用をする場合。
 - ・ 利用者が施設利用料金とは別に料金を支払うことにより、運営者から飲食物の提供等を受ける場合。
2. 会議室内は禁煙です。

(備品・設備等)

1. 会議室内の机・椅子は自由に使用できます。レイアウト変更等は、事前にご相談いただければ、運営者で準備いたします。
2. 会議室の液晶プロジェクター及び折りたたみ椅子を使用される場合は、あらかじめその旨を運営者へお伝えください。
3. 空調設備は適切な温度で使用し、照明やその他電気機器等の節電に努めてください。

(利用制限)

1. 利用者は、第三者に会場の利用権の全部または一部を譲渡・転貸することはできません。
2. 利用申し込み決定後、または利用中においても、次の場合には利用の取り消し、または利用停止の措置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対し

ても一切の責任を負いません。また、未経過分の利用料の返還は行いません。

- ・ 申込時の利用目的や内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。
- ・ 本施設にかかる法令の規範に反する場合。
- ・ 集团的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
- ・ 危険物持込み、人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失する恐れがある場合。
- ・ 騒音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ・ 宗教活動、政治活動等をした場合。
- ・ その他、運営者が不適切であると認めた場合。

(免責及び損害賠償)

1. 利用中の展示物及び利用者・来場者・受講者等が持ち込んだもの（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、一切の責任を置いません。
2. 運営者の責に帰さない事由により利用が中止されたときの損害について、一切の責任を負いません。
3. 建造物・設備・什器・貸出備品等を破損・紛失された場合、その損害に対して全額賠償請求します。
4. 利用者が本規約に違反したことにより運営者が損害を被った場合、その損害に対して全額賠償請求します。
5. 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害について、その責を負いません。
6. 本施設の備品または設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者はその責を負いません。

(安全管理)

1. 利用中は、利用者の責任のもとに防災・防犯等の安全管理を行ってください。
2. 危険物の持ち込みは一切できません。

(荷物の搬入出及び預かりについて)

1. 荷物の運搬・搬出入、保管中の盗難・破損および汚損については、一切関知しません。
2. 貴重品、精密機器、生鮮食料品、生き物については、荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

(利用後の原状回復)

1. 利用終了にあたり、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。
2. 会場内外の建造物・設備・貸出備品等を破損・紛失・汚損させ、原状回復に実費や工数

がかかる場合は、実費にて請求いたします。

(関係官公庁等への届出)

本施設の利用に際して、必要な法令等に定められた関係官庁への届出もしくは許可申請等または関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

(規約の変更)

規約の内容は、予告なく変更することがあります。

その際は、堀川団地ホームページ (<http://kyoto-juko.jp/horikawa/>) 内でお知らせします。